ナポレオン刑法典提案理由書 : 第二部「重罪または 軽罪につき、処罰される者、宥恕される者または責 任を負う者」

井上**,** 宜裕 九州大学大学院法学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/1520992

出版情報:法政研究. 82 (1), pp. 55-64, 2015-07-27. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

ナポレオン刑法典提案理由書

宥恕される者または責任を負う者」――――第二部「重罪または軽罪につき、処罰される者、

井上宜裕(訳)

一八一〇年刑法典(第二部)提案理由書

訳者はしがき

訳者はしがき

本資料は、一八一〇年フランス刑法典(ナポレオン刑法典)第二部の提案理由書(Exposé de motifs du Livre II du Code Pénal 1810)を訳出したものである。この提案理由書は、一八一〇年二月三日の立法院(Corps législatif)会議において、コンセイユ・デタ評定官(conseiller d'Etat)で政府代弁者(orateur du gouvernement)のLe chevalier FAURE によって行われた提案理由説明の記録

以下のように規定している。 以下のように規定している。 以下のように規定している。 以下のように規定している。 以下のように規定している。 以下のように規定している。 以下のように規定している。

者自身と同じ刑罰に処せられる。」 定めがある場合を除き、この重罪またはこの軽罪の正犯・第五九条「重罪または軽罪の共犯者は、法律に別段の

・第六〇条「①贈与(dons)、約束(promesses)、脅迫(menaces)、権限もしくは権力の濫用(abus d'autorité ou de pouvoir)、犯罪的な策謀もしくは策略(machina-罪と擬律される行為を教唆した者、または、それらの行罪と擬律される行為を教唆した者、または、それらの行罪と擬律される行為を教唆した者、または、それらの行罪と擬律される行為を教唆した者、または、それらの行為を実行するための指示(instructions)を与えた者は、

する行為において、情を知りつつ、当該犯行の正犯者を③犯行を準備しもしくは容易にし、または、これを完遂とになると知りつつ、提供した者も同様である。犯行に供する一切の手段を、それらが犯行に供されるこ

②武器 (armes)、道具 (instrumens)、または、

その他

spirateurs)または煽動者(provocateurs)の目的とし る刑罰についてはこの限りでない。また、陰謀者(con た重罪が実行されなかった場合もこの限りでない。」 または外的安全を侵害する陰謀(complots)または煽 (provocations) の正犯者に対して、本法が特に定め

これらの者の共犯者として処罰される。」 集会所(lieu de retraite ou réunion)を提供する者は、 者に対して、恒常的に住居(logement)、 を侵害する略奪(brigandages)または暴力行為(violences)に及ぶ犯人の犯罪的行動を知りつつ、これらの 第六一条「国家の安全、公共の平穏、人身または財産 隠れ家または

れうる。」

重罪または軽罪の共犯者として処罰される。」 りつつこれらを隠匿した(auront recélé)者も、この れまたは獲得された物の全部または一部につき、 ・第六二条「重罪または軽罪によって奪取され、 情を知 領得さ

がこれらの刑罰を科されるのは、 tation)が科されてしかるべき場合であっても、 (recéleurs) に対して、死刑 第六三条 (travaux forcés à perpétuité) または流刑 但 前 条 (peine de mort) に定められ 隠匿時に、法律がこれ た 隠 (dépor 隠匿者 無期徒 匿 者

> ら三種の刑罰に結びつけている状況を認識していた場合 (travaux forcés à temps) にしか処せられない。」 のみである。この認識を欠く場合、隠匿者は、有期徒刑

容する場合及び状況においてのみ宥恕され、 宥恕しうると宣言し、または、より軽い刑罰の適用を許 状態にあった場合、または、被告人が抵抗できない ・第六五条「いかなる重罪または軽罪も、法律が行為を よって強制された場合、重罪も軽罪も成立しない。」 ・第六四条「被告人(prévenu)が、行為時に心神喪失 刑が軽減さ 力に

収容年数は、対象者が満二〇歳に達する時点を超えるこ 況に応じて、親へ引き渡され、または、 とはできない。」 (maison de correction) に収容されるが、少年院への 識能力なく(sans dicernement)行動したと決されると ・第六六条「被告人(accusé)が、一六歳未満で、 そこで養育されかつ拘禁されるため、 当該被告人は無罪となる。但し、当該被告人は、 判決が定めた年 少年院 状 弁

行動したと決されるとき、 死刑 無期徒刑または流刑が科される場合、少年院に 刑罰は次のように宣告される。

第六七条「一六歳未満の被告人が、弁識能力をもって

おける一○年以上二○年以下の拘禁刑が宣告される。 有期徒刑または懲役刑(réclusion) が科される場合

police)の監視下に置かれうる。 以上二分の一以下の期間 これらの刑罰の一つにつき宣告されえた期間の三分の一 よって、五年以上一○年以下の期間、 これらのいずれの場合においても、 少年院への収容が宣告される。 被告人は、 高等警察 判決に (haute

罪宣告者は、 科される場合、 される。」 ・第六八条「前条に定められるいかなる場合にも、 首枷刑(carcan)または追放刑 晒し刑(exposition publique)を受けな 一年以上五年以下の期間、 (bannissement) 少年院に収容

刑 されない場合、一六歳に達していれば科されていたはず ·第六九条「犯罪行為者 (coupable) 刑罰の二分の一以下の範囲で、 が宣告されうる。 適切と思料される軽罪 が 軽罪刑 心か科

ر ۱ د ۱

満七○歳に達しているいかなる者に対しても宣告されな 第七○条「無期徒刑、 流刑及び有期徒刑は、 判決時

第七一条

これらの刑罰は、

七〇歳以上の者に対して

られる。」 は、 その刑期に従って、 無期または有期の懲役刑

刑期満了までの間、懲役刑のみを宣告された場合と同 満七○歳に達した時点で、これらの刑罰から解放され、 ・第七二条「無期または有期徒刑を宣告された者は全て、 監獄(maison de force)に収容される。」

ない。 して、 gistes)及び旅籠の主人(hôteliers)は、犯罪行為者の における宿屋の主人及び旅籠の主人の責任はこの限りで う。但し、民法典第一九五二条及び第一九五三条の場合 時間以上宿泊させたと認められる宿屋の主人(auber (indemnités) 及び費用(frais)につき民事上責任を負 重罪またはこの軽罪が何らかの損害を生じさせた者に対 ・第七三条「滞在中に重罪または軽罪を犯した者を二四 認容された原状回復(restitutions)、 職業及び住所を台帳に記入しなかった場合、 損害賠 この

属する法院及び裁判所は、 うるそれ以外の民事責任については、 第七四条「重罪、 軽罪または違警罪事件におい 民法典第三部第四編第二章の これらの事件が係 て生じ

このように、一八一〇年刑法典第二部には、 フランス刑 57 (82-1-57)

規定に従う。」

さらに、高齢者に対する寛刑措置等の点は、比較法的に見共犯の処罰根拠と共犯処罰の射程や、年齢と責任の関係、共の根幹をなす重要な規定が多く含まれており、とりわけ、

明らかにすることは、わが国で上記諸点を検討する際の有る立法者意思を解析し、立法当初のフランス刑法の立場をても大変興味深い。本理由書を通して、上記各規定に関す

なお、本理由書の項目番号に対応した概要を挙げると次

益な示唆をもたらすであろう。

1 本法案の主題

のようになる。

共犯に関する前法の欠缺補充

2

3

- 共犯に関する一般原則の定立
- 4 共犯の射程の拡大―犯人に対する宿泊場所または集

会所の提供

- 5 物の隠匿による共犯と加重事情の借用制限
- 7 宥恕事由の法定による恣意性の排除

心神喪失及び強制における故意の否定

6

8 年齢が刑罰の種類及び期間に及ぼす影響―弁識能力

がない場合

10 高齢者に対して宣告される刑罰の軽減9 同上―弁識能力がある場合

高齢者をめぐる規定の前法との比較有罪宣告後の寛刑年齢への到達

11

宿屋及び旅籠の主人の民事責任

13 12

14 結論

以下、本理由書を翻訳して紹介する。

(Exposé de motifs du Livre II du Code

Pénal 1810)

とお引きこなりました。 る新法典の基礎をなす、刑法体系について提案理由の説明1 皆さん、あなた方は、先の会議で、犯罪と刑罰に関す

をお聞きになりました。

我々は、陛下から、今日あなた方に第二部を示すよう仰それが第一部の対象でした。

し、また、個別事例から生じうる多くの困難を避けるためせつかりました。この第二部は、個別事例の適用を容易に

第二部は、重罪または軽罪について、の一般規定を含んでいます。

共犯者、

宥

2 一七九一年刑法典は、重罪の共犯者についてしか定め恕されまたは責任を負う者を特に扱います。

法の定義とほぼ同じです。

共犯の定義は、

当該手段が犯行

考えられる事例に関する規定の中に見出されるでしょう。

本法典によって与えられる共犯の定義は、一七九

例外を許容します。これらの例外は、

通常、

それが必要と

されたある区別に注目してみましょう。

法典は、

法律の規定の帰結である限りにおい

て、

これらの

5

永らく経

験的に要請され

ており、

新法典によっ

7

確

盗罪が有期

刑の

61

rectionnelle) によって確立された原則は後者にも共通のものとなりまし ておらず、 ません。 理性に裏付けられた方法を採用した結果、 同年に成立した軽罪 に関する法律は共犯については何ら触 (délits de police 前者 れて cor-

た。

じえないでしょう。 表現それ自体からして、 関する規定は、 せん。軽罪の処罰も本法典の規定の対象であって、 本法典が対象としているの 重罪にも軽罪にも適用されます。 この点に関するわずかな疑念も生 は 重罪 の処罰だけでは 本法典の 共犯に あ いりま

非常に稀ではあってもいくつか せられるということです。 罪または軽罪の共犯者は、 本法典が定めているのは、 しかしながら、 当該犯罪の正犯者と同じ刑で まず、 の例外が伴いうるため、 般原則として、 この原則には、 重 本 ᇑ

> され います。

から、 その手段は重要ではありません。 る規定を追加します。本法典は、 教唆がなされ、 本法典は、 一七九一年法には全く存在しなか 指示が与えられ、 犯人の犯罪的行動を まさにこれと同じ考え方 武器が提供され つ n たあ

つつ、これらの者に対して、

または、

恒常的にそこに集まることを容認する者が共犯者

恒常的に自らの下へ宿

当治させ

これらの者が犯罪のみを糧として生きていることを知らな とされ、 ます。というのも、この宿泊または集会場所の提供者は、 そのようなものとして処罰されることを望んで

画の実行を容易にする一手段であることを認めざるをえな い訳ではない以上、 からです。同じ考え方は、 自らが提供した隠れ家が彼らの犯罪計 盗品の隠匿者にも当ては

ます。

あっても、 象にしかならない場合、 盗品の隠匿者は、 隠匿者は同じ刑罰を受けなければなりません。 それ が盗罪から生じた物であると知りつ その 有期刑 が V か K 厳 しい もので

供されることになると知りつつ、 または容易にしたと認められるあらゆる者に適用 その手段によって犯行 す。 受領することを望んだ以上、 しかし、 当該重罪が死刑またはその他の無期刑を科 このリスクを負

を準備し

59 (82 - 1 - 59)

たので

場合、隠匿者に重罪の正犯者と同じ刑罰を宣告するために選ぶと考えることができるでしょう。従って、このような伴って盗品を引き受けるよりも、これを受け取らない方を隠匿者が認識していたとしたら、非常に大きなリスクをれるほどに重い事情を伴う場合、隠匿時にこれらの事情を

隠匿者が、

盗品を受領するに際して、果実である盗品

ようにするため、隠匿者は共犯とならないとの宣告がなさにするのです。このが妥当です。この確信を欠く場合、法律の告するのです。このような思慮深い区別がなかったので、しするのです。このような思慮深い区別がなかったので、しずるのです。このような思慮深い区別がなかったので、しずるのです。このような思慮深い区別がなかったので、しずるので、同匿者は不処罰になるという事態が生じました。

あった者、または、最も激しい抵抗にもかかわらず力に屈 別の原則があります。それは、 せざるをえなかった者は有責と宣告されえないというもの (intention) 正犯であれ、共犯であれ、 全ての重 から構成されます。ところで、上で述べたこ 罪ま たは 軽 罪 あらゆる被告人に共通する 行為時に心神喪失状態に は 行 為 (fait) と意図

れました。

排除を目的としています。

及び期間に与える影響について定めています。

本法典は、続いて、被有罪宣告者の年齢が刑罰

の種

もっぱら強制が物理力の行使(emploi de ses forces phy-(qualités morales)を享受しておらず、後者については、えな かったの です。な ぜ なら、前 者 は 精 神的 な 質

つの場合には、被告人の側にいかなる犯罪的意図も存在

siques)を支配していたからです。

うことを念押ししています。この原理は、既に、治罪法典能と規定しない限り、いかなる宥恕も認められえないとい7 この規定の後に、本法典は、法律自体が行為を宥恕可7

第三三九条で承認されているものです。

意性によってです。これらの二つの規定は、この恣意性の確固たる普遍の意思に置き換えられるとすれば、それは恣かなる刑罰も軽減されえないことも付け加えます。かなる刑罰も軽減されえないことも付け加えます。

及んだかという問いが吟味されなければならないと定めたれるのは、被告人(accusé)が弁識能力をもって犯行に者について扱います。この年齢層の被告人に対して想起さ本法典は、まず、行為時に、一六歳に達していなかった

下される場合、

もはや矯正は問題となりません。

ち

事は、 の予防策を講じるのに十分な時間的間隔が確保され しょう。これらの制限によって、必要な場合、 家族に委ねることが許されない場合に、家庭内での矯正 の拘禁は、 被告人の行動を監督するための何らの措置を取ることもな を向けられている事柄は彼によって弁識能力なくなされ 無罪とされなければなりません。というのも、 満二○歳に達した時点を決して超えることはできない 被告人を収容するという選択肢をもつことになります。 人を親に引き渡し、 被告人に対して無罪を宣告するでしょう。 ものであると述べるのは矛盾だからです。 して重罪につき有責と宣告しつつ、 (correction) 彼を社会に戻すことは判事にはできないでしょう。 被告人の親が十分に信頼できると思料すれば、 弁識能力がなかったとされた場合、 か 刑罰ではなく、 犯 を補完する一手段です。この拘禁の期間 行は弁識能力をもって そうでなければ、 諸々の状況から被告人の矯正を 同時に、 なされ 自らの定める期間 しかし、 従って、 被告人が非難 たとの決定が 判事が相応 被告人に対 即 判事は 、ます。 誰かが は ح 判 官 た

> します。 これらの刑

罰

の期間につい

て、

被有罪宣告者が仮

に

六

最後に、 法は、 告され 者が有益な市民になりうると期待しているのであって、 を全て自覚し、科されようとしている刑罰の厳しさを完全 敢えてこの者自身の後悔 者に有利なように、 してこの者に烙印を押すことは望みません。 に理解できる状態にはないということです。 ていたとしても、未だ自らが犯した罪過(faute) いるのは、 (peine infamante) でもないでしょう。 は 決してこの者を大衆の目にさらすことはしません。 なけれ 体刑 本法は、 犯罪行為者は、 (peine ばならないのは刑罰です。 若年を考慮して、 体刑を軽罪刑に減軽します。 afflictive) (remords) 自ら悪事を行うことを十分知 でも この者を寛容に扱い に委ねることに同じ なけ とはい 本法が前提 れば、 本法は、この 本法は、この え、 また、本 の射 加 この 辱 刑 刑

治罪

法典第三

一四○条です。

本法典の諸規定は、

この吟

味

0

結果に応じて、

命じられなければならない事項を決めてい

被告人は当

容さを見てきましたが、次に、 10 その詳細は一 るでしょうから、 された比率に関しては、 歳以上であれば科されたはずの刑罰との比較において確立 未熟さが 罪過を軽 七九一年法と一致してい 詳細に立ち入るのは控えます。 減する年齢に 各条の読会によって十分認識され 人生の他の時 うい 、ます。 て、 本法 期 それに、 即 0) 示す 非 寬

この年齢に達した者は、 しょう。 役刑を宣告するでしょう。 七○歳代に達していなければ科されたはずの刑の期間 期徒刑も宣告されないでしょう。判事は、この者に対して、 本法は、 この時期を七○歳と定めます。 無期徒刑も、 流刑も、 さらには有 判決時に

てのみでした。

罰の種類においては

いかなる軽減も行わ

ません。重罪が鎖刑

(fers) を含む場合、

犯罪行為者は、

ならず、この者は、 この者が宣告された刑罰に懲役刑が取って代わらなければ 11 有罪宣告後にようやく七○歳に達する場合、ここでも 判決が定めた期間の満了までこの新た

な刑罰に服するでしょう。

され、政府によって定められた場所に定住した後にはじめ が彼にとって望まれるものでないのはたやすく理解できま が宣告された者に関して、この者がフランス本土外に移送 された者のみに関わるということに注意しましょう。 この帰還に十分なメリ て七○歳になる場合、この新たな状況によって生じる減軽 また、帰還の唯一の帰結が無期懲役である以上、 かしながら、先の事例は、 ットを見出さないであろうことも理 無期または有期徒刑を宣告 彼が

> 採択された方法と今時提案されている方法を比較すると、 五年に縮減されます。ここでは、 歳に達していなければなりませんでした。その際、 七○歳代の者の待遇が緩和されるためには、 いくつかの相違点が見えてきます。一七九一年法によれば 刑の軽減は、 対象者が七五 期間 刑期 につ

受けなければなりません。 期間の短縮を除けば、 いかなる年齢であってもこの刑罰を

ŧ なります。本法の目的が、 り適切であろうと考えました。 ている方法が選ばれたのです。 することがもっぱら問題となることから、 の者にとってあまりにも厳しいでしょう。 皆さん、我々は、 また、労役及び過度の疲労による対象者の死亡を回 七〇歳の犯罪行為者を社会に戻すことであるはずもな 高齢者の状態に一層適合する懲役に置き換えるのがよ 刑罰の期間に何ら変更を加えることな もっと若い他の犯罪行為者より 徒刑は、大部分の七○歳代 ここで提案され 懲役は事情が異

しなければならない 職業及び住所を台帳に記入しなかった宿屋の主人及び 我々に残っているのは、 責任の一 種 刑法典がその規定の中で承認 即ち、 宿泊させた者の氏

13

12

憲法

制

定議会 (Assemblée Constituante)

によって

解するのは容易です。

施設を立ち去った場合、

義務を果たさないことは許され

ません。

0

責任は、

ナポ

 ν

オ

ン法典によって定めら

れるさまざ

まな場合に付け加わります。ここでは、

この法典の第一三

これらの宿泊者が滞在中に重罪または軽罪を犯した場合旅籠の主人の責任について語ることです。

宿屋 みです。 充足するのは不可能でしょう。 続く者についても、 姿を消す場合、 当ですらあるでしょう。 彼らに刑罰を適用するのは、 取らなかった点で責任を問われるのです。 賢明な警察がいついかなるときも命じた、 につき責任を負うでしょう。 ければならない なりません。 で二四時間以上過ごしたときだけだということを忘れては に服するのは、 同様に長くない時間そこに留まる他の旅人に譲るため の主人及び旅籠の主人は、そこから生じた全ての損害 か 犯罪行為者の滞在期間 L たいていは、 のは、 自らの施設に受け入れた犯罪行為者がそこ 彼の宿泊させた者 法律によって要求される全ての形式を 彼の目の届く範囲のも ある旅人が旅籠に数時間だけ滞在 宿屋の主人及び旅籠の主人は 最初の者についても、 あまりにも厳しすぎるし、 旅籠の主人が責任を負わな が二 がいかに短かろうとも、 四四 時 彼らがこの責任 有効な予防策を 間 のについての 経過後にそ これに 不

ています。本条以下で規定される特殊な場合は、刑法典の下にある物から生じた損害についても責任を負う旨規定しなければならない者の行為によって生じまたは自己の管理の行為によって生じた損害のみならず、自己が責任を負わ八四条を想起させるに止めておきましょう。同条は、自ら

そらく気づくでしょう。

4 皆さん、あなた方の裁可を仰ぐ本法案が拠って立つは、皆さん、あなた方の裁可を仰ぐ本法案が拠って立つに以上のとおりです。本法案が含んでいる改正点は、由は以上のとおりです。本法案が含んでいる改正点は、日は、

法 理

(\sim) LOCRÉ LE BARON, La législation civile, commerciale et criminelle de la France, ou commentaire et complément des codes français, tome 29°, 1831, pp.260 et

(2) LOCRÉ, op.cit.(note.1), pp.243 et ss. 一八一〇年刑法典第二部の条文については、中村義孝『ナポレオン刑事法典第二部の条文については、中村義孝『ナポレオン刑事法

借用説と責任主義」清和法学研究一○巻二号(二○○三(3) フランス共犯論の概略については、井上宜裕「犯罪性」

63 (82-1-63)

- (4) フランスにおける年齢と責任の関係については、 る一九四二年七月二七日の法律を素材として―」浅田和茂宜裕「フランスにおける弁識能力と年齢―犯罪少年に関す 集』(二〇一四年·法律文化社)二八四頁以下参照。 他編『自由と安全の刑事法学―生田勝義先生古稀祝賀論文 四九頁以下等参照。
- 5 同五七巻一号(二〇一〇年)一〇二頁以下参照。 要性―フランスにおける高齢者犯罪の動向と高齢者に対す 大法学雑誌五六巻三・四号(二〇一〇年)五七〇頁以下、 る所得保障の発展の関係を素材に―(一)・(二・完)」市 |高齢者犯罪における所得保障制度の犯罪予防的役割の重 フランスの高齢者犯罪の動向については、安田恵美